平成 24 年 11 月 22 日

各　位

会 社 名　株式会社ミツバ
代表者名　代表取締役社長　阿久戸 庸夫
（コード番号：　7280　東証第一部）
問合せ先　総務部長　青木 茂樹
（TEL 0277-52-0187）

公正取引委員会からの排除措置命令書及び課徴金納付命令書の受領について

当社は、自動車用スタータ及び自動車用ワイパシステムの取引について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしている疑いがある、また、販売価格の維持を図っている疑いがあるとして、平成 23 年 7 月 20 日に公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日 11 月 22 日、同委員会から独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令書及び課徴金納付命令書を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

このたびは、お取引先様、株主様ならびに関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

なお、平成 24 年３月 13 日の同委員会による立ち入り検査につきましては、現在も調査中であり、当社としては当局の調査に全面協力してまいります。

記

１．排除措置命令の概要

自動車用スタータ及び自動車用ワイパシステムの製造販売に関し、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の違反行為があったとして、当社は、違反行為が消滅していることを確認すること、独占禁止法の遵守についての行動指針の周知を図ること、定期的な研修・監査を実施すること等の措置をとることを命じられました。

２．課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額　　１１億７５１万円

３．当社の対応

当社は、本件を厳粛に受け止め、外部弁護士を加えた「独占禁止法　危機管理・再発防止委員会」を設置して内部統制を強化するとともに、コンプライアンス研修や再発防止マニュアルの充実等に鋭意取り組み、引き続き法令遵守に努めてまいります。

また、本件の重大性を強く認識し、経営として深い反省を込め、次の通り役員報酬の一部返上を行うこととしました。

取締役の月額報酬の３０％から１０％を平成24年12月から平成25年２月までの３ヶ月間返上する。

各命令につきましては、更に内容を精査・確認し、対応を慎重に検討してまいります。

４．業績への影響

上記金額につきましては、平成 25 年３月期決算において、特別損失として計上する予定であります。なお、本件による業績への影響につきましては、現在精査中であります。

以　上